第一次所得収支	15,515	6,148	12,708
（対前年同月比）	（22.1）	（−10.1）	（−4.4）
第二次所得収支	−1,094	−1,520	−1,096
（対前年同月比）	（−0.2）	（68.8）	（−17.4）
経常収支	6,074	7,972	952
（対前年同月比）	（538.1）	（−28.5）	（−83.5）
資本移転等収支	−258	−187	−236
直接投資	18,142	22,663	11,039
証券投資	49,795	−13,379	−46,691
金融派生商品	2,002	8,170	5,916
その他投資	−63,027	−380	4,398
外貨準備	5,160	1,776	10,986
金融収支	12,072	18,851	−14,351
誤差脱漏	6,257	11,065	−15,066

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

公　示　送　達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
神奈川県川崎市川崎区下並木４－１　ダイキン下並木313	新井　寿満	特願2016－258030	出願却下の処分の謄本
愛知県豊橋市西小鷹野２丁目９－15	西山　茂範	特願2017－103999	手続補正指令書（方式） 長官通知
大阪府大阪市城東区今福西６－８－60－707	有藤　泰志	商願2016－037757	出願却下の処分の謄本
大阪府大阪市西成区鶴見橋１丁目11番７号	後藤　光夫	商願2016－042546	拒絶査定の謄本
東京都多摩市永山１丁目17番地の15　コスモ永山1402	有限会社東京阪神	商願2016－096025 商願2016－096026	拒絶査定の謄本 拒絶査定の謄本
東京都品川区北品川５－３－１－820	中西　正美	商願2017－029857	出願却下の処分の謄本
1－3F, Unit 2, Building No. 6, Wanghai Road, Software Park, Siming District, Xiamen, Fujian (CN)	Xiamen Meitu Technology Co., Ltd	異議2015－685013	異議決定書副本
石川県小松市園町ホ93－１　マスタ第２ビル303	山▲崎▼健太郎	異議2015－900239	異議決定書副本
石川県小松市園町ホ93－１　マスタ第２ビル303	山▲崎▼健太郎	異議2015－900240	異議決定書副本
アメリカ合衆国，コロラド　80226，レークウッド，サウス　ウォズワース　ブールバード　550，スイート　200	ピージーユーエスエー，インコーポレイテッド，ディー／ビー／エー　プライム　ゴルフ　ユーエスエー，インコーポレイテッド	取消2016－300577	審決書謄本
フランス国パリ75003、リュー・フロワサール　７番	ニューマン	取消2017－300573	審決書謄本
アメリカ合衆国　30076　ジョージア州　ローズウェル　ノースメドウ　パークウェイ　1115	アンドリッツ　オートメーション　インコーポレイテッド	取消2017－300435	審判請求書副本
ドイツ連邦共和国　64569　ナウハイム　インデュストリーストラーセ　17	ユリウス　ケイルヴァースツヴァイクニー　デルラッスング　デル　ボーゼイウント　ハウクス　ベタイリグングス　ゲーエムベーハー　フランクフルト	取消2017－300643	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成30年３月16日

特許庁長官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月16日

九州地方整備局長　増田　博行

1　処分をした年月日　平成30年２月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社高牟礼建設　高牟禮慶子　大分県宇佐市大字富山289　国土交通大臣許可（般特－27）第16425号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業に関する一般建設業の許可、土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第２００２号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍岩手県一関市磐井町153番地、最後の住所福岡県久留米市野中町1175番地１ファミールハイツ久留米607号、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日平成28年２月29日、出生の場所岩手県一関市、出生年月日昭和24年１月４日、職業不明
被相続人　亡　須藤　行平
福岡県久留米市中央町31－13－１階三宅・小林総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　健彦
福岡家庭裁判所久留米支部